

### 3.案内誘導サインの整備

#### (1).案内誘導サイン(単路部)の設置基準

案内誘導サインの設置箇所や間隔、設置位置についての基準を以下に示す。

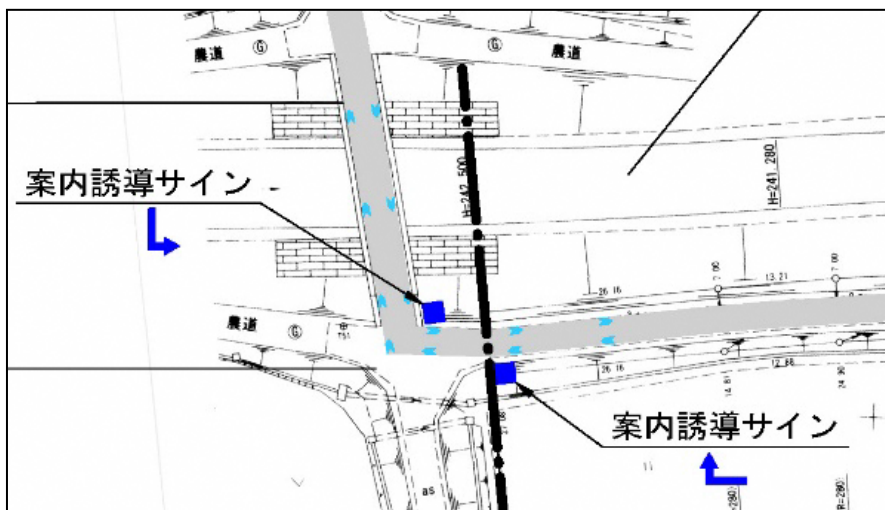
##### 1).設置箇所、設置間隔

###### ○進行方向案内サイン

- ・進行方向は変わらないが、迷いやすい一般道自歩道の単路部
- ・進行方向は変わらないが、迷いやすい堤防兼用・独立区間の単路部
- ・進路方向が変わる迷いやすい交差点部(暫定区間含む)

###### <案内誘導サインの設置>

一般道自歩道区間及び堤防兼用・独立区間の単路部において、迷いやすい箇所では自転車利用者が不安にならないように箇所手前(状況に応じて幅員が変化する地点)の両方向に確認用の案内誘導サインを設置する。さらに、自転車と車両が混在する箇所には矢羽根路面表示を設置するものとし、矢羽根型路面表示は青色カラーとする。



###### ○距離標サイン

- ・自転車道の一般道自歩道区間及び堤防兼用・独立区間において、ルートの目的地(起終点)までの距離標を4km毎に設置する。

###### <距離標サインの設置>

自転車利用者の位置から目的地(起終点)までの距離を4km(一里)単位で表示する。

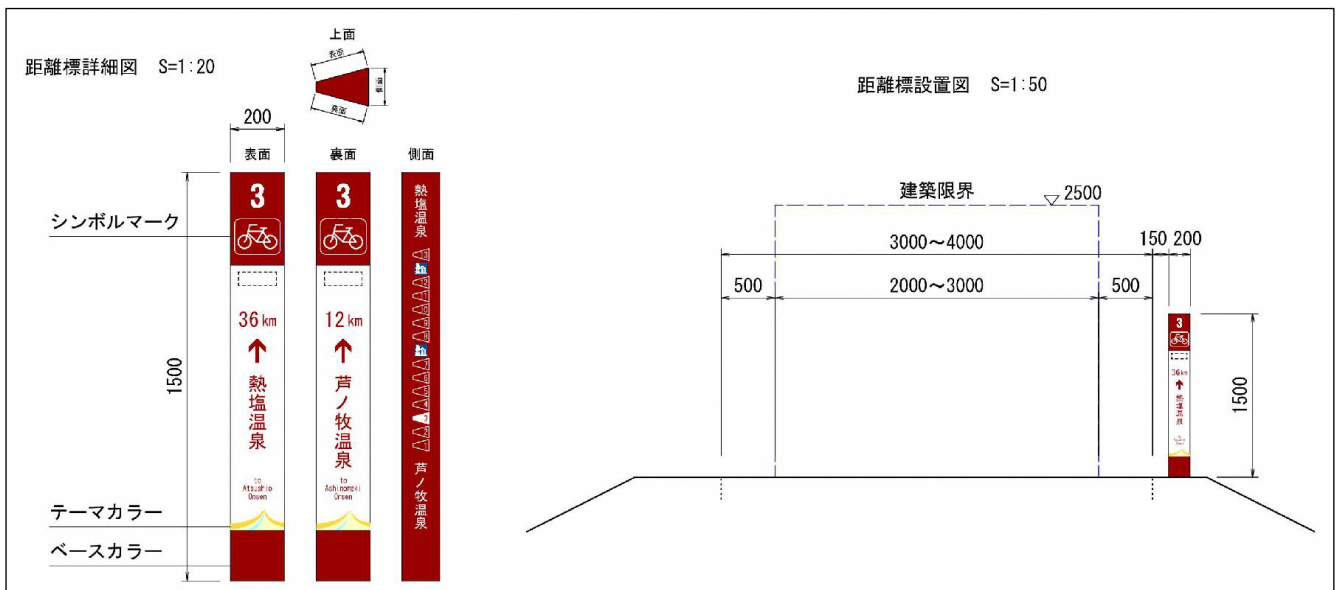
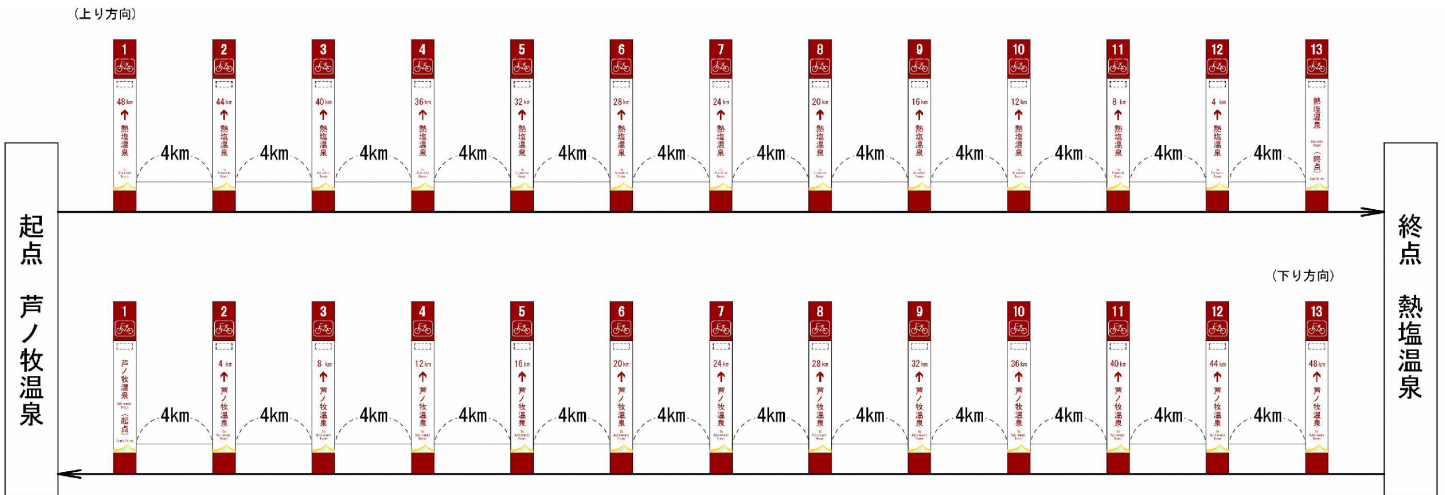
サインの設置間隔は、沿道条件などに合わせて±200mを目安に弾力的に設定する。

また、サインの設置や維持管理の効率化にあたって、上り方向と下り方向の距離表示サインは両面に併記できるようにする。なお、設置場所によっては片面の表示とする。

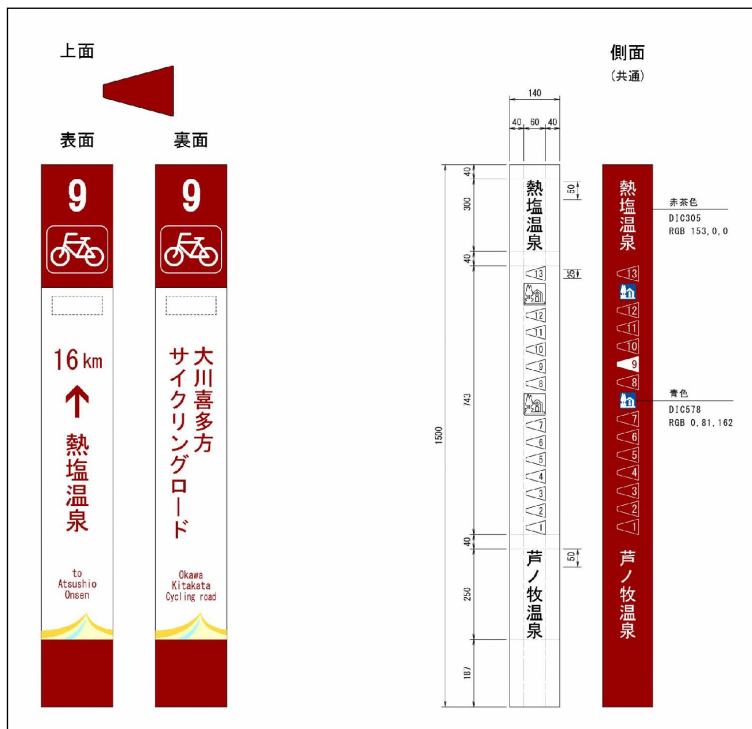
※ 一里塚とは、江戸時代に主要な街道に一定の距離(約4km)ごとに築かれた塚で、里程標の役割を果たしていた。それは街道を行く旅人の目安であり、休憩所でもあった。

# 大川喜多方サイクリングロード 距離標(4km毎)

距離標配置イメージ図



※ 暫定区間の「距離標9」は片側通行のため、裏面印刷は大川喜多方サイクリングロードと印刷する。



○距離標(路面表示)サイン

- ・自転車道の堤防兼用・独立区間において、目的地(道の駅やトイレ休憩施設)までの距離を路面表示する。

<距離標(路面表示)の設置>

距離表示サインの設置は施設(道の駅)から、以下のとおりとする。

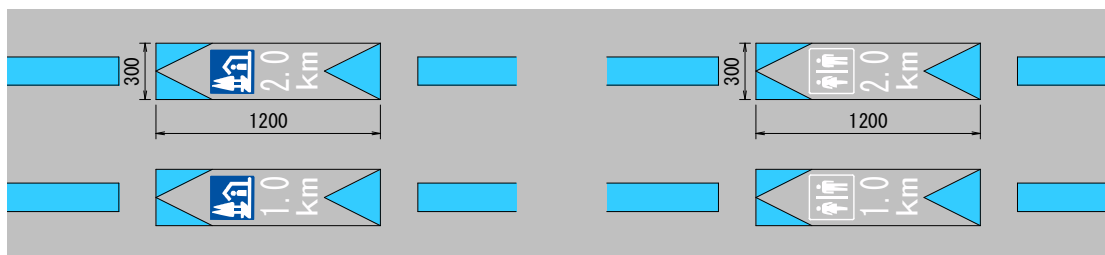
<道の駅まで2.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約10分手前の位置

<道の駅まで1.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約5分手前の位置

距離表示サインの設置は施設(トイレ休憩施設)から、以下のとおりとする。

<トイレ休憩施設まで2.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約10分手前の位置

<トイレ休憩施設まで1.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約5分手前の位置



本整備計画では、「道の駅あいづ湯川・会津坂下」への両方向に4箇所、「喜多の郷」への両方向に4箇所、さらに「大川緑地、蟹川橋、濁川河川公園」のトイレ休憩施設に各4箇所設置する。

距離標(路面表示) 設置箇所

	道の駅「あいづ湯川・会津坂下」	道の駅「喜多の郷」	大川緑地休憩施設	蟹川橋休憩施設	濁川河川公園休憩施設
距離標(路面表示 2km)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
距離標(路面表示 1km)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
距離標(路面表示) 合計	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

※ <道の駅まで2.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約10分手前の位置  
<道の駅まで1.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約5分手前の位置

※ <休憩施設まで2.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約10分手前の位置  
<休憩施設まで1.0km> 自転車の走行速度(15km/h)で、約5分手前の位置

※ <休憩施設まで>の配置計画は、案内誘導計画(案)全体平面図を参照。

## (2).注意喚起サインの設置基準

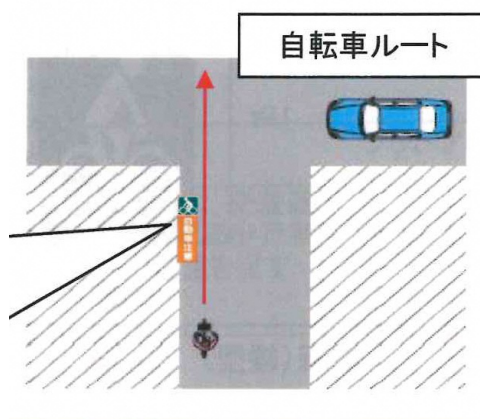
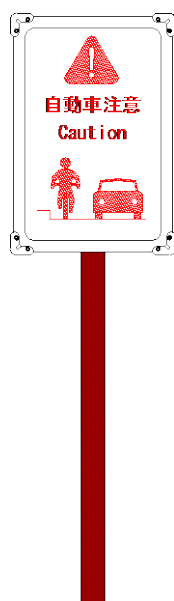
注意喚起サインの設置箇所や間隔、設置位置についての基準を以下に示す。ただし、特定のピクト基準はなく、使用にあたっては特に問題はない。

また、看板等の設置については、交通管理者(警察)との意見聴取該当外のため、各道路管理者に協力を求めるものとする。

### 1).設置箇所、設置間隔

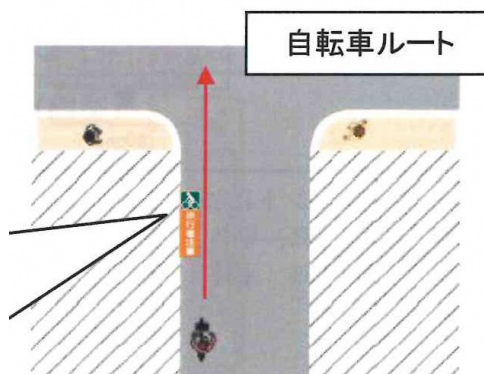
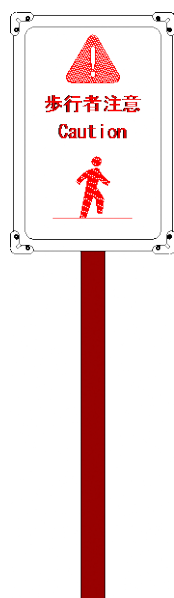
#### ○自動車注意サイン

- ・自動車交通量の多い道路を横断する危険な箇所において設置する。
- ・1車線同士の交差点で、特に見通しの悪い危険な交差点において設置する。
- ・交差点手前3～6mの位置に設置する。



#### ○歩行者注意サイン

- ・歩行者交通量の多い車線道路(歩道あり)との交差点で、特に見通しの悪い交差点において設置する。
- ・交差点手前3～6mの位置に設置する。



○下り坂注意サイン

- ・自転車道線の単路部において、道路縦断が急勾配(5%以上)の下り坂で危険な箇所に設置する。
- ・急勾配箇所の手前3～6mの位置に設置する。



本整備計画では、「濁川河川公園」の河川敷に下りる箇所と「願成寺橋」及び「道の駅喜多の郷」の100m手前に設置する。